

#### 対価の返還

1. 本被用者が、以下の各号に定める期間内に受託者の責めに帰すべからざる事由により退職(本被用者の自己都合による退職を含む。)又は解雇に至った場合、受託者は何らの責任も負わない。ただし、本被用者が入社6か月以内に、受託者の責めに帰すべき事由により退職した場合、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定めるとおり本対価を返還する。
  - (1) 本雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合:本対価の70%に相当する金額
  - (2) 本雇用契約成立後1か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合:本対価の50%に相当する金額
  - (3) 本雇用契約成立後3か月を超え6か月以内に本雇用契約が終了した場合:本対価の10%に相当する金額
2. 前項の金額の返還は、受託者が、委託者に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、委託者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により行うものとする。当該振込にかかる費用は、受託者の負担とする。